公益財団法人東京都環境公社 東京都地球温暖化防止活動推進センター

(愛称:クール・ネット東京)

よくある質問 Q&A

令和7年度 家庭における蓄電池導入促進事業

令和7 (2025) 年 11 月 Ver. 1. 2

よくある質問 Q&A 目次

1. 助成金制度について	Q.1-1~Q.1-21	P.1
2. 電子申請について	Q.2-1~Q.2-11	P.7
3. 助成対象住宅について	Q.3-1~Q.3-13	P.10
4. 助成対象機器について	Q.4-1~Q.4-12	P.14
5. 申請方法について	Q.5-1~Q.5-17	P.18
6. 提出書類について	Q.6-1~Q.6-10	P.23
7. 助成額について	Q.7-1~Q.7-3	P.26
8. リース等の活用について	Q.8-1~Q.8-7	P.27
9. 住宅供給事業者による申請について	Q.9-1~Q.9-3	P.29
10. DR (デマンドレスポンス) 実証について	Q.10-1~Q.10-8	P.31
11. リフォーム瑕疵保険等について	Q.11-1~Q.11-2	P.34
12. 再生可能エネルギー電力メニュー契約について	Q.12-1~Q.12-1	P.35
13. 蓄電池ユニットの増設について	Q.13-1~Q.13-4	P.36
14. その他	Q.14-1~Q.14-7	P.37

1. 助成金制度について

Q1-1

国や他の自治体等の助成金との併用は可能ですか。

A1-1

可能です。国及び他の補助金に申請した場合は、交付額確定通知書の写しを提出してください。 なお、助成対象機器のみの交付額の記載がない場合は、内訳のわかる書類を併せて提出してください。 申請フォームの選択肢「申請後かつ交付額確定後」の場合は交付額確定通知書、「申請中で交付額確 定前」の場合は申請書類と助成機器に対する交付額の上限が分かる資料を添付してください。

Q.1-2

国や他の自治体等の助成金と東京都の蓄電池の助成金と併用する場合の、助成額の考え方を知りたいです。

A.1-2

- ① [ベースの額] 蓄電池システムの購入予定金額(税抜)+蓄電池工事費(税抜) =助成対象経費(税抜)
- ② [国や他の自治体等の] 助成額
- ③ [公社] 助成額

上記① > ②+③ であれば、相互の助成がなされます。つまり、助成対象経費を超えない範囲で、双方の助成となります。超えた場合は、公社の助成額から控除されます。

Q.1-3

申請者へ発行する領収書が、国や他の自治体等の助成金を差し引いた金額になりますがどうしたらいいですか。

A.1-3

- ①領収書発行者は、国や他の自治体等の助成額が差し引かれた金額の領収証(貴社が発行のもの) を申請者へご発行ください。
- ②申請者は、助成された額の確定通知書(申請者のお名前が確認できることが前提)と①の領収書を交付申請兼実績報告の際ご提出ください。
- ※①と②の合計額が、売買契約書に記載された領収対象の合計額と一致していることが必要です。
- ③令和7年度からは、蓄電池パッケージの領収書内訳(公社様式)の「9 値引き補助金額」に、 差し引いている国や他の自治体等の助成額を記入してください。

クール・ネット東京で実施の「住宅用太陽光発電初期費用ゼロ促進事業」や「東京ゼロエミ住宅導 入促進事業」等、他補助金事業との併用は可能ですか。

A.1-4

可能です。

ただし、東京都、公益財団法人東京都中小企業振興公社が実施する蓄電池システム及び同一助成対 象機器が含まれる助成金とは併用できません。例えば、同一の蓄電池に対する助成を当事業と「東京 ゼロエミ住宅導入促進事業」から受けることはできません。

Q.1-5

「災害にも強く健康にも資する断熱・太陽光普及拡大事業」の総額約 702 億円予算に対し、申請の時点でその額を超えた場合、その時点で受付は終了になりますか。

A.1-5

交付申請兼実績報告書で提出された助成金申請額が公社における予算の範囲を超えた日をもって、 事前申込の受付を停止します。予算の範囲を超えた日に複数の申請書が提出された場合には、提出された申請書の中で抽選を行います。

なお、予算の範囲を超える見込みであると判断される場合には、クール・ネット東京のホームページにて、事前にその旨をお知らせします。

Q.1-6

予算消化が近づいたらどうなりますか。

A.1-6

事前申込を停止します。事前申込後の予算不足を防止する措置として、

事前申込情報から補助概算額を計測しており、予算に対する事前申込概算額の割合が一定以上になった際に事前申込を停止する可能性があります。

Q.1-7

助成金額は年度ごとに変わりますか。

A.1-7

交付要綱の変更に伴い助成金額も年度ごとに変わっております。

既に対象機器を設置しているのですが、設置後の事前申込は認められますか。

A.1-8

認められません。

本事業では、公社が事前申込の受付をした日より後に、助成対象機器の売買契約を締結するものに限ります。リース契約の場合、売買契約書の契約日は事前申込日以前でも問題ございません。ただし、リース契約書のサービス開始日が事前申込日以降である必要があります。

なお、令和7(2025)年4月1日から令和7(2025)年6月30日までに売買契約締結、リース契約締結をしたものに限り、契約締結後または設置後の事前申込であっても助成対象となります。

Q.1-9

一般財団法人電気安全環境研究所(JET)による認証を受けている太陽光発電システムを既に設置しており、新たに蓄電池システムを設置しようと考えています。この場合、蓄電池システムの助成金の交付を受けることはできますか。

A.1-9

太陽光発電システムが既に設置されている場合でも、蓄電池システムの助成金への交付を受けることができます。

令和 7 年度の蓄電池システムの助成要件は、太陽光発電システムが設置済/同時設置、または再生可能エネルギー電力メニューに契約していることになります。

Q.1-10

蓄電池システム単体で助成金の交付を受けることはできますか。

A.1-10

令和7年度では、太陽光発電システムがなく、再生可能エネルギー電力メニューに契約していない場合は助成対象外となりました。

Q.1-11

余剰売電していても要件を満たせば助成対象ですか。

A.1-11

全量・余剰の条件は定めておりませんが、全量売電は、本事業の制度趣旨にそぐわないため助成対 象とみなしておりません。余剰売電の場合は助成対象となります。

既に蓄電池システムが一式設置されています。もう一式設置(増設)する場合は申請可能ですか。

A.1-12

SII に登録されている蓄電池システムパッケージー式を新たに追加設置する場合、また令和 7 年度からは既設蓄電池システムに蓄電池ユニットのみを増設した場合も助成対象になりました。

Q.1-13

蓄電池システムの設置と併せ、太陽光の増設をします。増設した kW 数で申請は可能ですか。

A.1-13

令和7年度で助成額の算出に係る数値は蓄電池の蓄電容量(SIIに登録の数値)のみになります。

また、太陽光発電システムありとして申請する際に必要となる「太陽光発電システムの設置が認められる書類」は、接続契約のご案内・売電明細のどちらでも構いません。また、添付書類の手引きに記載の必要事項の明記があれば、その他の書類でも提出可能です。

Q.1-14

系統連系していないタイミングで交付申請兼実績報告書の申請をして良いでしょうか。

A.1-14

太陽光パネルを同時に設置する場合は、原則接続契約のご案内が必要です。ただし、添付書類の手引きに記載の必要事項の明記があれば、その他の書類でも提出可能です。

Q.1-15

電力会社との売電契約がないと、申請はできないのでしょうか。

A.1-15

売電契約がなくても申請可能です。

0.1-16

審査において、現地調査を行うことはありますか。

A.1-16

必要に応じて行う場合があります。

ローン契約やクレジット契約の場合、助成の対象になりますか。

A.1-17

ローン契約やクレジット契約であっても、対象機器の所有者が対象機器の設置費用を支払ったこと を領収書により確認することができれば、助成の対象になります。

ただし、領収書は、対象機器の販売を行った者が発行したものである必要があります。明記がない場合は領収書と併せてクレジット契約等の写しを提出願います。

公社のホームページにクレジット支払いの領収書作成例がございます。ご確認の上作成ください。

Q.1-18

申請の対象者は賃貸住宅オーナー、または法人でも可能ですか。

A.1-18

可能です。

Q.1-19

申請者氏名は連名でも良いですか。

A.1-19

連名での申請はできません。

ただし、申請に必要な書類が連名で、そのうちのおひとりが申請者、という申請は可能です。 申請者氏名は、契約者名・領収書宛名・口座名義者名と一致する名前である必要があります。 外国人名の場合は、表記(漢字・カタカナ・アルファベット)も一致している必要があります。

Q.1-20

売買契約日は、事前申込の同日で大丈夫ですか。

A.1-20

同日で問題ありません。なお、令和7(2025)年4月1日から令和7(2025)年6月30日までの 契約の場合は、契約日以降の事前申込でも申請対象となります。

交付申請兼実績報告の提出から支払いまでの期間はどれくらいかかりますか。

A.1-21

ご提出書類に不備がなければ、交付申請兼実績報告の提出から交付決定通知書の発送まで約 $3\sim4$ か月、その後1か月程度で支払いを見込んでいます。不備があった場合は、その期間から更に伸びる可能性がございます。

2. 電子申請について

Q.2-1

電子申請後に登録完了メールは送信されますか。

A.2-1

申請フォーム入力者に登録完了メールが送信されます。なお、手続代行者が申請する場合は、手続 代行者に送信されます。

Q.2-2

申請フォーム入力中に一時保存し、時間をおいてから申請することは可能でしょうか。

A.2-2

一時保存したデータは72時間残りますが、なるべく時間を置かずに申請してください。

入力及び書類の添付をして、送信せず72時間経過した場合、情報は削除されます。

また、再開時は一時保存中の情報に上書きされます。手続代行者は、助成対象者が同一人物であるかを確認してください。

なお、複数のデータを一時保存することはシステム上できません。

Q.2-3

添付書類も申請フォームからの送信になりますか。

A.2-3

申請フォーム上に、添付書類のデータ(PDF ファイル等)をアップロードし送信いただきます。 写真でのアップロードも可能です。なお、Word や Excel(計算シートを除く)等の場合は、編集ができない状態での添付をお願いします。

Q.2-4

申請した内容に間違いがありました。修正は出来ますか。

A.2-4

ステータスが修正内容確認中となると修正はできません。修正内容確認中となる前は申請されたフォーム上で修正が可能です。

申請内容に不備があれば審査の際に担当から連絡させていただきます。

Q.2-5

見積書は公社の指定様式でないとダメですか。

A.2-5

添付書類の手引きに記載の必要事項が明記されていれば、指定でなくても構いません。

Q.2-6

事前申込フォームの URL メールが届きません。

A.2-6

完了画面が表示されてから 10 分以内に事前申込フォームの URL を記載したアドレス登録完了メールが届きます。

10 分経過してもアドレス登録完了メールが届かない場合は、メールアドレスの入力に誤りがある可能性がありますので、再度アドレス登録フォームより登録を行ってください。

なお、認証用メールアドレスが正しく登録されている場合は HP 上の「事前申込フォームはこちら」からも事前申込が可能です。

Q.2-7

メール認証の後、届いたメール本文に記載の URL をクリックしても「アクセスが許可されていません」となり、ログインできません。

A.2-7

以下をお試しいただけますでしょうか。

①ブラウザを変更してログインできるか確認する。

Google Chrome なら Microsoft Edge

Microsoft Edge なら Google Chrome でお試しください。

②ブラウザのシークレットモードで試す。

*シークレットモードを開く方法

https://support.google.com/chrome/answer/95464?hl=ja&co=GENIE.Platform%3DDesktop

③何かしらのメーラーを使用している場合、そのメーラーの WEB 版を活用いただき、

WEB 版のメールシステムに表示される『認証用メールアドレスの登録が完了しました。』のメール本文の URL からクリックを試す。

以上、まずは操作をお試しいただきますよう、お願いいたします。

Q.2-8

事前申込は1件ずつの登録しか出来ませんか。

A.2-8

1件ずつ登録をお願いします。なお、1つの登録メールアドレスで、複数の事前申込ができます。 また、管理する画面でも、申請情報を一覧で確認できます。

Q.2-9

事前申請で添付した見積書の内容を間違えたので修正が必要ですか。

A.2-9

修正不要です。交付申請兼実績報告時に正しい内容の見積書に差し替えをお願いします。

Q.2-10

名前の漢字/フリガナ/住所/設置場所住所を間違えたので、修正・変更したいです。

A.2-10

恐れ入りますが、システムの関係上、変更にお時間をいただいております。

遡及期間である令和7(2025)年4月1日から令和7(2025)年6月30日の契約、またはまだ契約を結ばれていない場合は、一旦事前申込の廃止をしていただき、新たに事前申込をして頂きますようお願いいたします。

契約をすでに結ばれている場合は、・受付番号 ・現在の申請者名 ・正しい申請者名 ・正しい フリガナ または住所・設置場所住所をメールでお送りください。

R7_CNT 蓄電池導入促進担当 cnt-r7battery-support@tokyokankyo.jp

Q.2-11

認証用メールアドレスの変更/事前申込の廃止/変更申請はどこから行えば良いでしょうか。

A.2-11

「令和7年度家庭における蓄電池導入促進事業」ページ内「申請に関する変更(電子申請)」のそれぞれのフォームから申請可能です。

3. 助成対象住宅について

Q.3-1

二世帯住宅で、蓄電池システムを親世帯と子世帯に設置する予定です。それぞれの世帯ごとに申請は可能ですか。

A.3-1

それぞれ電灯契約が別で蓄電池システムを設置されるのであれば、世帯ごと(電灯契約ごと)に申請は可能です。

Q.3-2

対象機器を設置する住宅は、居住する夫婦の共同名義ですが、助成金の申請者(対象機器の所有者)は二人のうち一人です。この場合、住宅の居住する夫婦2名が、設置を承諾した旨を証明する書類を提出する必要はありますか。

A.3-2

承諾を証明する書類を提出いただく必要はありません。ただし、対象機器を設置する住宅の全ての 所有者が、その設置について承諾している必要があるため、助成申請者及び手続き代行者は、全ての 住宅所有者の設置承諾が得られていることを確認した上で、誓約事項へチェックを行ってください。 公社は、誓約事項のチェックで、設置に対する承諾が得られている旨を確認します。

0.3 - 3

都民ですが都外に別荘があります。

この別荘に対象機器を設置した場合、助成の対象になりますか。

A.3-3

本事業の対象にはなりません。本事業では、都内に設置されたものが助成対象になります。したがって、都民であっても、都外に設置したものは助成の対象外となります。

反対に、都外に住んでいて都内に設置する場合は対象となります。

Q.3-4

モデルハウスに蓄電池を設置しましたが、助成対象となりますか。

A.3-4

モデルハウスへの設置は事業使用となるため、助成対象外です。

なお、売却した後に蓄電池を設置して申請することは可能です。売却する前ですと商業としての利用となりますので、助成要件から外れています。

売却する前の申請や売却する前に蓄電池を設置(商業としての利用中の期間に売買契約を結んでしまう)は対象外となります。

Q.3-5

助成金の申請者が、対象機器から供給される電力を使用する住宅(助成対象住宅)に居住していない場合でも申請はできますか。

A.3-5

対象機器の所有者(領収書の宛名欄に記載された者)であれば申請は可能です。このため、助成金申請者が単身赴任等の理由で当該住宅に居住していない場合でも、申請は可能です。申請者(対象機器の所有者)が、対象機器を設置した住宅に居住しているかどうかは、助成要件ではありません。

0.3-6

マンションの共用部分に対象機器を設置する場合、申請できますか。

A.3-6

蓄電池システムは助成対象機器により供給される電気を住宅の居住の用に供する部分(当該部分に付属するエレベーター等の施設を含む。)で使用される場合に申請できます。

Q.3-7

個人又は法人の賃貸オーナーが所有する賃貸住宅の専有部分に対象機器を設置する場合、個人又は 法人が社宅とする賃貸住宅は、助成対象となりますか。

A.3-7

対象となります。設置後は、対象機器の所有者である個人の賃貸オーナー又は法人が、法定耐用年数の間、管理を行ってください。

Q.3-8

カーポートへ太陽光、蓄電池を設置し、電気を家で使用する場合、申請可能となりますか。

A.3-8

蓄電池の申請は可能です。

太陽光に関しましては太陽光の窓口にお問い合わせください。

Q.3-9

1オーナーで、2つの物件に個別に蓄電池設置をする申請はできますか。

A.3-9

可能です。その場合、電灯契約ごとの申請となります。同じ電灯契約内に設置かつ所有者(領収書 宛名)が同じであれば、一緒の申請で可能です。対象機器の所有者が同じでも電灯契約が異なれば、 別々に申請が必要となります。

Q.3-10

住居扱いのないデンタルクリニックは申請対象ですか。

A.3-10

対象外です。あくまで、住宅の住居の用に供する部分で電力が使用されることが前提となります。

Q.3-11

集合住宅の1室に申請者が設置する場合は、要件に当たりますか。

A.3-11

対象です。

Q.3-12

設置する住宅種別に制限(新築・既存)はありますか。

A.3-12

制限はありません。あくまで住宅に対象機器を設置することが要件です。

Q.3-13

老人ホームの建物に住宅(共用部)と事業所(共用部)が同じ場所の非常用電源として蓄電池設置 予定で、現在ビルの建築中ですが、申請できますか。

A.3-13

建物の登記簿上、「居宅・共同住宅・寄宿舎・庫裡・教職舎」の記載が含まれていれば申請が可能です。

4. 助成対象機器について

Q.4-1

中古品は対象となりますか。

A.4-1

中古品は助成対象となりません。パッケージ型番の構成機器及び助成対象機器がすべて新品(未使用)である必要があります。

0.4 - 2

助成対象となる蓄電池システムは SII に登録されているパッケージですか。

A.4-2

一般社団法人環境共創イニシアチブ(SII)に登録されているパッケージ型番が対象になります。

Q.4-3

蓄電池の蓄電容量はカタログの数値で良いですか。

A.4-3

SIIに登録されている「蓄電容量」を指します。

Q.4-4

蓄電池ユニットだけを追加増設予定で、既設の太陽光システムについているパワコンを付替えします。パワコン付替え分は蓄電池側で申請できますか。

A.4-4

SII登録の蓄電池システムパッケージ全体を、新規に設置することが要件です。

蓄電池ユニットの増設を除き、パッケージの一部だけを追加・増設などは対象外となります。

Q.4-5

蓄電池システムの対象機器の構成内容が知りたいです。

A.4-5

SII登録の蓄電池システムのパッケージに含まれている機器(ユニット、コンバーター、パワコンやリモコン等)が対象となります。

Q.4-6

対象の機器か、どのように確認したら良いですか。

A.4-6

SIIという登録団体がありますので、SIIのHPにて対象機器の一覧がご確認いただけます。

(https://zehweb.jp/registration/battery/)

上記HPのリストに掲載されているパッケージ型番が対象機器となります。

Q.4-7

助成金交付申請時に記載する購入予定金額には定価を記載して良いでしょうか。

工事費は含むのでしょうか。

また、値引いた場合はどうすれば良いでしょうか。

A.4-7

機器費は見積もりの金額を記載してください。工事費は助成対象経費に含みます。

助成対象経費は、機器費と工事費(税抜)の契約書・領収書または見積書をもって確定させていただきます。

値引きがある場合は、助成対象外経費の場合でも、どの費目からの値引きであるか、助成対象経費 からの場合は機器費と工事費どちらから引いたのか明記してください。

Q.4-8

ハイブリッド型やトライブリッド型のパワーコンディショナーを導入の場合、パワーコンディショナーの機器費・工事費は、どのように計上することになるのでしょうか。 (他助成事業との併給)

A.4-8

ハイブリッド型、トライブリッド型パワーコンディショナーを設置する場合は、蓄電池側で助成対 象経費となります。

Q.4-9

事前申請時に添付した見積書に記載されている蓄電池システムのパッケージ型番から、半導体不足などの影響で蓄電池の型式変更を考えています。変更手続きはどのように行えばよいでしょうか。

A.4-9

交付申請兼実績報告書を提出する際に変更後の型式の見積書を提出してください。要件に合致しないと助成対象にならないため、変更後も SII に登録されているパッケージかご確認ください。

Q.4-10

事前申込を行いましたが、交付決定前に変更可能な項目とその手続き方法はどのように行えば良い のでしょうか。

A.4-10

氏名(法人名)・住所の変更はメールにてお問い合わせください。

①相続または法人の合併、分割等による変更は

「事前申込 一般承継による助成事業者の地位承継承認申請書(第1号様式)」

②売買または贈与、契約等による変更は

「事前申込 契約等による助成事業者の地位承継承認申請書(第2号様式)|

を公社に提出する必要があります。

その際、承継による変更になった場合、助成金交付に伴う義務は全て新たな所有者に移譲すること になります。

「令和7年度 家庭における蓄電池導入促進事業」ページ内「申請に関する変更(電子申請)」の「変更申請(その他様式)はこちら」から変更申請をお願いいたします。

Q.4-11

交付決定後に変更可能な項目とその手続き方法はどのように行えばよいのでしょうか。

A.4-11

本助成金は、対象機器について、対象機器設置の日から、減価償却資産の耐用年数等に関する省令 (昭和50年大蔵省令第15号) に定める耐用年数(蓄電池システム・蓄電池ユニット:6年間、エネル ギーマネジメント機器及び IoT 関連機器:5年間)が経過するまでの期間内において、保有義務を含む善良な管理者の注意義務があります。

その間に変更が生じた場合は、

氏名(法人名)・住所の変更は「助成事業者の変更届出書(第9号様式)」

相続または法人の合併、分割等による変更は「一般承継による助成事業者の地位承継承認申請書(第10号様式)」

売買または贈与、契約等による変更は「契約等による助成事業者の地位承継承認申請書(第12号様式)」を公社に提出する必要があります。

その際、承継による変更になった場合、助成金交付に伴う義務は全て新たな所有者に移転することになります。

Q.4-12

分電盤は助成対象経費になりますか。

A.4-12

SII に登録されているパッケージに含まれるものが助成対象経費となります。パッケージに含まれていない場合、分電盤単体では対象外になります。

5. 申請方法について

Q.5-1

新築家屋とあわせて対象機器を購入するのですが、交付申請兼実績報告書に添付する領収書は、家屋と対象機器の合計額が記載されているものでも良いですか。

A.5-1

問題ありません。ただし、「添付書類の手引き」に記載されている領収書の必要事項が明記されていること、領収書内訳(公社様式)を併せてご提出ください。

Q.5-2

領収書の内訳を作成し、提出する予定です。公社のホームページに掲載されている様式を必ず使用 しなくてはならないでしょうか。

A.5-2

令和7年度からは公社様式の領収書内訳の提出が必須となりました。助成対象機器によって異なる 様式になっておりますので、お間違えのないように記入・提出をお願いします。

Q.5-3

見積書は各社それぞれで使用している様式で良いですか。

A.5-3

構いません。

Q.5-4

申請の方法を教えてください。

A.5-4

HP に電子申請のフォームを用意しています。詳しい申請方法は「事前申込手順書」「交付申請兼実 績報告手順書」をご確認ください。

申請の審査状況について教えていただけますか。

A.5-5

電子申請の場合、審査状況について確認することができます。

令和7年度はHP上に「申請状況の確認はこちら」のフォームがございます。事前申込受付番号(R7B-〇〇〇〇)で検索していただき、申請済みなどの申請状況をご確認いただけます。

なお、不備修正を行ったなどの詳細につきましては、代行業者様にお問い合わせいただくようお願いたします。

Q.5-6

申請書を提出してから交付決定までどのくらいかかりますか。

A.5-6

公社が交付申請兼実績報告書を受け付けてから、通常3か月から4か月程度で助成金交付決定通知書(兼助成金確定通知書)を送付します。また、内容に不備がある場合は更に時間を要する場合もありますのでご了承ください。

助成金額確定通知後、1か月程度で指定口座に助成金をお支払いします。

Q.5-7

助成金申請を行いましたが交付決定通知(兼助成金確定通知)はメールで届きますか。

A.5-7

普通郵送で申請者ご本人へ送付します。

代行なしで直接申請された方には電子通知にて送付します。

Q.5-8

通知書を紛失しました。再発行はできますか。

A.5-8

いかなる理由にかかわらず再発行はできませんので、お手元に大切に保管をお願いします。

助成金振込先として、気を付ける点はありますか。

A.5-9

口座名義は申請者氏名・契約者氏名・領収書宛名と同一にしてください。

また、銀行や支店の統合などがある場合は、最新の口座情報を確認してください。

口座番号にお客様番号を入力される不備が多発しておりますので、入力の際はよくご確認いただき ますようお願いいたします。

なお、令和7年度は申請フォームに口座情報欄を設けましたので、添付可能な場合はご提出をお願いいたします。(必須ではありません。)

Q.5-10

契約当事者(販売会社)以外が代行者になることは可能でしょうか。

A.5-10

特に手続代行者に対する制限はありません。ただし、手続代行者は申請の窓口となりますので、責任を持って申請し、書類の不備解消に至るまで対応してください。

なお、手続代行者が、交付要綱等の規定による手続を遂行しない場合、当該手続代行者に対し代行 の停止を求めることがありますので、ご注意ください。

Q.5-11

審査中のステータスになった申請について、添付資料や型番等の記載を間違えたので、修正・変更 したいです。

A.5-11

審査中に担当者より修正を依頼しますので、そのタイミングで修正をお願いします。

書類に不備があった場合はどのようになりますか。

A.5-12

提出された申請書類の記入内容に不明、不備な点がある場合は、審査を開始した段階で手続代行者 又は申請者へ内容の確認や不備訂正の依頼をします。

ご提出いただいた書類を返却することはできません。

不備訂正が完了するまで、交付決定はされませんので、速やかな訂正をお願いします。不備訂正の ため修正を依頼し6ヶ月以内に対応いただけない場合、申請が自動的に取下げとなりますので、ご注 意ください。

Q.5-13

売電明細が届かなくなりました。何を提出すれば良いですか。

A.5-13

WEB上で確認できるマイページの写し(スクリーンショット)で対応可能です。

WEB マイページに関しては、各電力会社にご連絡ください。

0.5 - 14

令和4年度までは太陽光と一緒に申請でしたが、令和7年度はそれぞれに申請が必要ですか。

A.5-14

別事業となりますので、個別に事前申込から実施してください。

Q.5-15

契約がなくなった、重複申込してしまった、または事前申込後に設置工事は実施しなくなった場合、どうすれば良いですか。

A.5-15

「令和7年度 家庭における蓄電池導入促進事業」ページ内「申請に関する変更(電子申請)」の「事前申込の廃止はこちら」から事前申込廃止をお願いいたします。

補助対象の要件として「…補助対象機器として一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものであること(交付要綱第4条一および二号ア)」とありますが、何年度の登録機器が対象となりますでしょうか。(令和6年度、令和7年度ともに対象となりますでしょうか。)

A.5-16

SII に登録済みの製品であれば、令和4・5年度等、過去年度の登録であっても対象となります。 登録されているかの確認には下記の検索サイトをご活用ください。

https://zehweb.jp/registration/battery/

Q.5-17

蓄電池の対象経費について「蓄電池の稼働に必須であるパッケージ外の部材費は工事費に含めてください」とありますが、機器費としては SII 登録のパッケージ部分のみだが必須部材は工事費(対象経費)として良いという認識でよろしいでしょうか。

A.5-17

蓄電池の稼働に必須であるパッケージ外の部材費は工事費に含めていただき問題ありません。 なお、蓄電池稼働に必要最低限の部材かどうかは、助成金審査の中で確認します。 必要に応じてメーカー等へ確認し、疑義がある場合は訂正を求めることがあります。

6. 提出書類について

Q.6-1

売買契約書の代替書類として、注文書と注文請書で良いですか。

A.6-1

問題ありません。

Q.6-2

2回に分けて領収書を発行しますが、問題ありませんか。

A.6-2

問題ありません。

領収書内訳(公社様式)の領収日には、最終領収日の発行日の日付を記載してください。

Q.6-3

領収書にはクレジット払いと明記してあり収入印紙もあるが、「対象機器に関する代金領収書」が必要ですか。

A.6-3

クレジット払いの時は必ず「対象機器に関する代金領収書」が必要(販売元発行)です。ただし、 収入印紙は不要です。

また、債務が完了されるまで当該機器等の所有権がクレジット会社に留保される契約の場合、当該 記載のあるクレジット契約書等の控えが必要です。

Q.6-4

売買契約書について。契約内容の記載で、蓄電池工事一式となっているがそれでも良いですか。

A.6-4

添付書類の手引きで示す記載項目と、蓄電池の工事であることが記載されている必要があります。

Q.6-5

太陽光と蓄電池を設置する場合の提出書類は何が必要ですか。

A.6-5

蓄電池設置後の太陽光発電システムの発電出力を証明するものです。

以下の情報の記載がある書類の写し又はマイページ等の web ページのスクリーンショットを提出してください。

- ① 「発電場所住所」および「発電出力(kw)」の記載があること
- ② 交付申請兼実績報告日からさかのぼって 180 日以内に発行された書類であること
- ③ 太陽光発電システムの設置場所住所が申請フォームに入力した 蓄電池システムの設置場所住所と一致していること

書類の例

- ・ 電力会社の買取明細
- ・ 接続契約のご案内
- · 設備変更申請確認書類等
- ※受電地点特定番号等で紐づけできる複数の書類を組み合わせても可
- ※太陽光発電システムの保証書のみは不可、他書類と組み合わせるのは可

Q.6-7

電子契約書を採用する準備中で電子サイン・電子署名を採用予定ですが、何か規定はありますか。 事前に内容確認などは行ってもらえるのでしょうか。

A.6-7

電子契約に関する規定は、現時点では特にございません。電子サインや電子署名、いずれも問題ありません。

なお、事前確認は行っておりません。添付書類の手引きに記載の必要項目が明記されているかご確認の上、ご提出をお願いします。

Q.6-8

領収書の金額が蓄電池以外も含まれる場合どうしたら良いですか。

A.6-8

添付書類の手引きに記載の通り、「対象機器に関する領収書内訳について」を作成し、領収書と一緒にご提出ください。

Q.6-9

二世帯住宅で、契約書と領収証は連名、電灯契約は2つのため、それぞれに申請します。 契約書と領収証について、書類は同じものを提出しても良いでしょうか。

A.6-9

領収金額が、蓄電池を含む、全体契約に対する合計額である場合は問題ありません。 ただし、「対象機器に関する領収書内訳について」については、申請者単体の名前で記載が必要です。

Q.6-10

領収書内訳書内の領収書の日付は領収日と発行日どちらでしょうか。

A.6-10

発行日を記載していただくよう、お願いいたします。なお、領収書が複数枚に分かれる場合は、 最終の領収書の発行日を記載してください。

7. 助成額について

Q.7-1

助成額の計算方法を教えてください。

A.7-1

HP に掲載されている「計算シート(R7 蓄電池パッケージ)」「計算シート(R7 蓄電池ユニット)」「計算シート(R7IoT 機器)」をご利用ください。

蓄電池パッケージー式を新設するか、蓄電池ユニットのみを増設するか、既設蓄電池システムに IoT機器等のみ新設(DR 実証参加必須)するか、によって使用する計算シートが異なりますのでご注意ください。

計算シートでは助成対象経費や蓄電容量を入力するだけで助成額の計算ができますので、ぜひご活用ください。

Q.7-2

工事費の金額の制限はありますか。

A.7-2

工事費の金額に制限はありません。工事費には、基礎・据付・配線工事・蓄電池の稼働に必須であるパッケージ外の部材費等が該当します。

0.7 - 3

昨年度までは上限が「助成対象経費の 3/4」という項目がありましたが、本年度はなしという理解で合っておりますか。

また蓄電池システムの導入に関する上限はありますか。

A.7-3

令和7年度については、「助成対象経費の3/4」の上限はございません。 上限については以下の通りです。

- ●蓄電池パッケージ、蓄電池ユニット
- ⇒助成対象経費(税抜)が上限
- ●エネルギーマネジメント機器及び IoT 関連機器
- ⇒助成対象経費(税抜)の1/2の額または1戸当たり100,000円が上限

※いずれの対象機器においても、国及び他の地方公共団体による補助金の交付を受ける場合は、助成金の交付額と当該補助金の額の合計額が助成対象経費を超えない範囲において交付します。

8. リース等の活用について

Q.8-1

蓄電池システムについてはリース等を活用しますが、助成金の申請を行うことはできますか。 また、どの申請種別を使えば良いでしょうか。

A.8-1

リース等による設置も助成対象となります。ただし、助成金が交付されるのは、所有者であるリース等の事業者となります。申請者種別は「リース事業者」を選択してください。

Q.8-2

リース等の契約の場合、申請の主体は誰ですか。

A.8-2

申請の主体は、法人(リース等の事業者)になります。

Q.8-3

リース等の期間終了後、使用者に販売のオプションはつけることができますか。

A.8-3

リース期間終了後であれば可能です。

Q.8-4

リース等の契約を途中解約する場合は、どうすれば良いでしょうか。

A.8-4

原則、途中解約は認めておりません。

本助成金の交付条件として、法定耐用年数の期間において、適切に管理・使用していただくことを 条件としています。やむを得ずリース等の契約の解約が生じる場合の手続きについては個別に対応い たしますので、公社までご連絡ください。

Q.8-5

リース等の後に所有権の移転は出来ますか。

A.8-5

交付要綱別表 2 に記載の年数(蓄電池システム・蓄電池ユニット:6年、エネルギーマネジメント機器及び IoT 関連機器:5年間)以上過ぎていれば、手続きを行わずにリース等の後の所有権の移転が可能です。法定耐用年数の期間内に、助成対象機器の所有権を移転した場合には、移転後速やかに「一般承継による助成事業者の地位承継届出書(第10号様式)」もしくは「契約等による助成事業者の地位承継承認申請書(第12号様式)」を提出してください。

Q.8-6

リース等の契約以外の第三者所有モデルのサービスは助成対象に含まれますか。

A.8-6

実施要綱に記載されている「リース等」の契約及び交付要綱に記載されている機器の貸与という表現については、契約の名称または契約当事者の呼称にかかわらず、貸主等(リース契約の貸手、または利用者との利用契約に基づき蓄電池を使用させる事業者)が設備を代わりに購入して借主等(リース契約の借手、または事業者との利用契約に基づく蓄電池の利用者)に使用させ、借主等は、当事者間で合意した当該設備の使用料を貸主等に支払うものであれば助成対象に含まれるものとします。

Q.8-7

リース等の還元方法について、お客様へ還元する際、一括で還元することは可能でしょうか。

A.8-7

リース事業者から機器使用者への還元方法に規定はありません。

リース料金からの減額や一括振込等還元方法は問いません。

ただし、それを証明する書類(一括還元することが明記された契約書等)の提出が必要です。

また、還元方法等について、当事者間 (リース事業者とリース使用者) で同意確認済みであることが わかる書類を提出してください。

9. 住宅供給事業者の申請について

Q.9-1

対象機器を設置した建売戸建住宅を販売する事業者ですが、販売業者が助成金の申請をすることは可能ですか。

A.9-1

可能です。販売前の住宅については、対象機器を設置する建物ごとに申請を行ってください。 交付申請兼実績報告書の提出前は「事前申込_契約等による助成事業者の地位承継承認申請書(第2 号様式)」、交付決定後には「契約等による助成事業者の地位承継承認申請書(第12号様式)」を助 成対象機器の所有権移転後速やかに提出してください。

Q.9-2

交付申請の手続について事業者が消費者へ手数料を請求しても良いでしょうか。

A.9-2

請求する場合、金額や内訳等について両者で事前に合意し、トラブルにならないように留意してください。なお、同手続きによって報酬を受ける場合は、行政書士法の規定にご留意ください。

Q.9-3

住宅供給事業者による申請の場合、住宅供給事業者は、対象機器の管理・処分等について、新築分譲住宅等の買主に対して、重要事項説明書により説明することとされています。説明にあたって注意する点はありますか。

A.9-3

住宅供給事業者の方には、新築分譲住宅等の買主となる方に対し、公社が重要事項説明書に記載を求める内容について十分な説明を行っていただくとともに、買主の同意を得た上で対象機器を設置した住宅に関する売買契約を行ってください。

以下の内容を踏まえ、買主に対する説明を行っていただくようお願いします。

- ・住宅供給事業者においては、マンション・建売戸建住宅等(以下「新築分譲住宅等」という。)に あらかじめ対象機器を設置する際の投資負担軽減が可能となります。その結果として、対象機器を 含む住宅の販売価格上昇を一定程度抑制することが可能となるため、都民にとって、対象機器を導入 しやすい環境が一層広がるものと考えられます。
- ・助成金の交付を受けた対象機器は、交付要綱別表 2 の期間内において、対象機器の所有者となる 新築分譲住宅等の買主の責任により、適切に使用・管理していただく必要があります。なお、対象 機器の所有者となる新築分譲住宅等の買主が法定耐用年数の期間内に廃棄等の処分を行う場合は、 当該所有者が財産処分の手続きを行い、助成金の一部を返還していただくこととなりますのでご注意 ください。

10. DR(デマンドレスポンス)実証について

Q.10-1

DR 実証とは何ですか。

A.10-1

DR(デマンドレスポンス)とは、デジタル技術を活用し、蓄電池の充電・放電のタイミングを最適化することです。

都登録 AG(アグリゲーター)が、各家庭の蓄電池等の機器を束ね、AI や IoT 等のデジタル技術を活用して、効果的に需要の最適化のための DR を行い、結果を公開することを DR 実証と呼びます。 DR 実証の詳細につきましては、ポータルサイトをご確認ください。

https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/aggre_home/drdemonstration

Q.10-2

DR 実証に参加する場合の申請方法を教えてください。

A.10-2

DR 実証は、DR 対象機器を設置した申請者と都登録 AG(家庭)が、交付決定を受けた年度から起算して 2 か年度の間、都登録 AG(家庭)が助成対象機器の遠隔監視、遠隔制御等により、受給ひっ迫警報及び注意報時の DR 及び、年間 10 日間以上の DR 実証契約を締結することを要件としております。

DR 実証における対象機器、都登録 AG(家庭)につきましては、「【家庭用】 アグリゲーションビジネス実装事業本事業 | の HP をご確認ください。

https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/aggre home

Q.10-3

DR 実証やリフォーム瑕疵保険は、事前申請の段階で契約するのでしょうか。

A.10-3

DR 実証に参加する場合やリフォーム瑕疵保険の加入につきましては、事前申込と交付兼実績報告で一致していなくとも問題ありません。例えば、事前申込の段階では「なし」で申請し、交付兼実績報告では「あり」になっても「あり」として審査対象となります。

※ただし、交付申請兼実績報告の申請受付後、DR 実証について〈参加しない〉から〈参加する〉への変更はできません。申請時はご注意ください。

Q.10-4

DR 実証に参加の場合、手続き代行者は都登録 AG 以外(販売店・施工会社等)が代行手続きしてはいけないのでしょうか。

A.10-4

都登録 AG(家庭)は、販売事業者等に交付申請に係る手続代行業務を委託することができます。 その場合、委任状に委託先の事業者名、住所及び担当者氏名を記載、押印の上ご提出ください。

Q.10-5

蓄電池ユニット増設の場合も、DR 実証に参加する場合の 10 万円加算に該当するのでしょうか。

A.10-5

該当いたします。なお、加算後の助成額が助成対象経費(税抜)を超える場合は越えた分が控除されます。

Q.10-6

蓄電池の DR 参加の詳細について。補助金申請は都 AG に販売店登録している販売店が申請手続きをしてもよろしいでしょうか。

A.10-6

問題ございません。

都登録 AG(家庭)が、販売事業者等に交付申請に係る手続代行業務を委託する場合は、委任状に委託先の事業者名、住所及び担当者氏名を記載、押印の上ご提出ください。

Q.10-7

デマンドレスポンス実証(DR 実証)に参加する場合、「上記助成額に10万円の加算 ※購入金額を超える場合を除く」につきまして、購入金額とは見積書内の税抜の合計を指しますか。

A.10-7

助成対象経費(税抜)を指します。助成対象経費は、機器費と工事費(税抜)の契約書・領収書または公社様式の領収書内訳をもって確定させていただきます。

Q.10-8

国の DR 補助金との併用について、それぞれ満額受給することは可能でしょうか。

A.10-8

DR の補助金に限らず、国及び他の地方公共団体による補助金の交付を受ける場合は、助成金の交付額と当該補助金の額の合計額が助成対象経費(税抜)を超えない範囲において交付するものとします。そのため、他の補助金と当助成金の合計額が助成対象経費(税抜)を超えない場合は、どちらも満額受給することが可能です。

11. リフォーム瑕疵保険等について

Q.11-1

リフォーム瑕疵保険は各事業に申請するのでしょうか。

A.11-1

リフォーム瑕疵保険の上乗せを申請される場合は、助成申請の手引き P.10 を確認してください。 注意点としましては、

- ・同一の契約(証券番号)で他事業と重複申請はできません。 以下のいずれか1つの事業で申請してください。
- * 既存住宅における省工ネ促進事業
- *家庭における蓄電池導入促進事業
- *家庭における太陽光発電導入促進事業
- * 熱と電気の有効利用促進
- *戸建住宅における V2H 普及促進
- ・対象のリフォーム瑕疵保険は、以下の5社となります。
 - *株式会社あんしん保障
 - *住宅保証機構株式会社
 - *株式会社ハウスジーメン
 - *ハウスプラス住宅保証株式会社
 - *株式会社日本住宅保証検査機構
- ※住宅瑕疵保険は助成対象外です。リフォームや大規模修繕の瑕疵保険のみ対象ですので、ご注意ください。

Q.11-2

リフォーム瑕疵保険等の契約をした場合、公社の見積書のどこに記載しますか。

A.11-2

公社の見積書を使用される場合は、「その他」の項目に記載してください。

12. 再生可能エネルギー電力メニュー契約について

Q.12-1

令和6年度では、太陽光発電システムがなくても蓄電池パッケージは補助対象でしたが、令和7年度では、再生可能エネルギーの電力メニューの契約がないと対象外ということでしょうか。

A.12-1

令和7年度では、「太陽光システムが既設または蓄電池と同時に設置の場合、あるいは再生可能工 ネルギー電力メニューを契約済みであること」が対象要件となります。

再生可能エネルギー電力メニューの詳細については、助成金申請の手引きをご確認ください。

13. 蓄電池ユニットの増設について

Q.13-1

蓄電池ユニットの要件として、「都内の住宅に既に設置されている蓄電池システムに増設するものであること」とありますが、ここでいうところの「既に設置されている蓄電池システム」には、「蓄電池の設置は未であるが、パワコン設置済みのシステム」も含まれる、という理解でよろしいでしょうか

A.13-1

SII に登録されている蓄電池パッケージを設置後、容量の不足等で蓄電池ユニットの増設をされる方・令和 7 年 10 月 27 日より、蓄電池は未設置であるが、パワコン設置済みで蓄電池ユニットを設置される方も含まれます。

ユニット増設後は SII 登録パッケージになるかよくご確認の上、申請していただくようお願いいたします。

Q.13-2

「蓄電池、コンバータ、パワコン(パワコンは既設のものから付け替え)」を新たに設置した場合も、 増設後の機器構成が SII に登録された機器構成であれば、蓄電池ユニットに該当するという理解でよろ しいでしょうか。

A.13-2

助成対象とはなりますが、SII 登録のパッケージー式を新規導入ということでなければ、ユニット増設扱いで、蓄電池ユニットに関する経費のみ助成対象経費となります。

0.13 - 3

蓄電池ユニットについて、「増設後の蓄電池システムの安全性に問題がないことを確認できること(実施要綱第4条2(2)四)」とありますが、何をもって「安全性に問題がないことを確認」と示せばよろしいでしょうか。

A.13-3

今回増設する蓄電池ユニット単体の保証書とユニット増設前の SII 登録パッケージの保証書(メーカー保証期間中であること)交付申請兼実績報告の際にご提出いただきます。

Q.13-4

過去に既設システム(太陽光や蓄電池)にて補助金を受け取っていたとしても、蓄電池ユニットの増設に対する補助金は対象でしょうか。

A.13-4

今回新規導入する蓄電池ユニットが、助成要件を満たしている場合において、申請可能です。

14. その他

Q.14-1

助成金は課税の対象ですか。

A.14-1

税務署にお問合せください。

「都の助成金が課税の対象であるかどうか」を税理士の方にご相談ください。

0.14-2

令和3年度以前に蓄電池に関する助成金を受けた。法定耐用年数6年以内に、取り外しをして、新た に設置予定しています。助成金の返還やその他手続きについて知りたいです。

A.14-2

令和2年度、令和3年度(自家消費プラン)の返還手続等については以下へお問合せください。 東京都環境局家庭エネルギー対策課電話:03-5388-3533

Q.14-3

他の助成金を申請していて、発行される交付額決定通知書には助成内容の内訳(太陽光、蓄電池)という記載がなく、助成金額も合計額となっていますが、内訳を証明する書類の発行はしないとのこと。 そのような場合は、どうすれば良いでしょうか。

A.14-3

HP やパンフレットに助成額の記載がある場合がございますので、ご確認いただきそれらを一緒に提出してください。

Q.14-4

令和8年度に設置予定の蓄電池システムの助成額について計算方法を教えてください。

A.14-4

本事業につきましては、単年度ごとの事業となっております。令和 11 年 3 月 30 日まで実施予定の事業ですが、現時点では令和 7 年度における事業についてのみお答えいたしております。

Q.14-5

令和 6 年度に契約をして設置は令和 7 年 4 月に行いました。令和 7 年度に再申請する場合の要件を 教えてください。

A.14-5

令和6年度(令和7年3月31日まで)に契約済の場合、令和7年度に再申請はできません。 令和7年度に申請の場合、令和7年4月1日以降の売買契約、設置工事と領収日であることが必要です。

Q.14-6

返還が発生した際の返還額の計算方法を教えてください。

A.14-6

助成額÷6年分の日数×経過日数=新しい助成額 助成額-新しい助成額=返還額 となります。

Q.14-7

キャッシュバックキャンペーンを実施しておりますが、商品券の場合は問題ないですか。

A.14-7

キャッシュバックにつきましては、原則、利用しないでください。

契約を締結するにあたり、キャッシュバックの利用を予定されている場合は、その額は助成対象経費から除き、契約書の内訳等にキャッシュバックの予定額を記載して提出してください。

商品券等の現金同等物での還元も同様です。

なお、家電等の物品のプレゼントはキャッシュバックとはみなしません。